

DRI 臨時レポート No.1 2020

**避難所開設での感染を防ぐための
事前準備チェックリスト Ver.2
—手引き版—**

2020年4月30日現在
人と防災未来センター 研究員 高岡誠子

- 本資料は「新型コロナウイルス感染拡大を受けて 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト -簡易版- (2020年4月30日現在)」の説明資料です。市区町村等の実務者の方々の利用を想定しています。
- 避難所での感染やクラスター化を防ぐため、必要な次の業務を整理しています。
 1. 衛生用品の調達
 2. 安全管理
 3. 合理的配慮
 4. 関係機関への事前調整
 5. 避難先の整理
 6. 避難所開設
 7. 長期の避難所生活
 8. 避難所閉鎖
- これらの業務について担当部署・責任者・目標期間を決め、今から全庁体制で事前準備を始めることが、住民・職員の命を守るために必要です。

【用語の定義】

◆**自宅療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認して自宅療養とする(自治体や医療提供体制によって異なる場合もある)

◆**宿泊療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自治体が借り上げた宿泊施設等で療養する者。入院の必要がないと医師が判断したが、同居者に重症化の恐れが高い人がいることを保健所が確認した場合や、医療提供体制によっても宿泊療養と判断される。(自治体によっても異なる場合もある)

◆**都道府県調整本部**： 都道府県に設置された、患者受け入れを調整する機能を持つ組織や部門(都道府県によって具体的名称が異なる場合がある)。

避難所感染対策について、自治体ができること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が爆発的に拡大しており、日本のどの地域にも、感染症者の増加による医療崩壊が近づきつつあります。この感染症による健康被害の拡大や、地域医療崩壊を食い止めるため、密集・密閉・密接の回避や、マスクの着用や手洗いが励行されています。

この状況下で自然災害が生じた場合、自治体や自主防災組織が従来どおりの方法で開設する避難所で何が生じるのでしょうか。多数の避難者が体育館で肩を寄せ合い、食料や物資を素手で渡し合い、同じドアノブを避難者も避難所運営職員も触れてゆく。飛沫感染・接触感染が非常に生じやすい環境です。

無対策の避難所に新型コロナウイルスが人により運ばれてくると、そこはクラスター化し、避難者と避難所運営職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなります。避難所の機能が果たせないということは、避難者が健康を自己管理できる環境も提供できず、在宅避難者への役割も果たせなくなります。さらに、避難者に体調不良者や感染者が出たとしても、地域医療体制がパンクし、多くの助けえた命を助けられない……という「医療崩壊」と「避難所崩壊」が連動して生じる事態が起こりえます。

このことを防ぐためには、

- 事前対策として全庁体制で挑むことを確認し、
 - 各業務を担当する部署・チーム・責任者と目標設定予定日を定め、
 - 使い捨て手袋や消毒液などの衛生用品の備蓄を開始し、
 - 避難所運営担当職員への事前教育を実施し、
 - 関係各機関と調整を行い、
 - ゾーニングや感染疑い避難者への対応やゴミ管理などの新しいルールを取り決め、
 - 住民に避難時の対応について根気強く広報すること
- ……が必要です。いまから準備を始めることで、住民の感染を予防し、クラスター化と地域医療崩壊の可能性を下げることができます。

本資料は、避難所感染症対策を実施する自治体実務者の視点に立ち、新型コロナウイルス対策本部会議やプロジェクトチーム会議等において、チェック事項をひとつずつ確認していくことで、クラスター化を防ぐ避難所運営体制が構築できることを目指しました。また、衛生用品の調達困難を考え、代用品での活用等も一部掲載しました。いずれの項目も省庁・医療専門団体等の資料を根拠としています。

目下の感染症対策も通常の災害対策も厳しい状況下と拝察しますが、この2つが掛け算となる事態が迫っていると考えます。ご検討の材料としていただければ幸いです。

1. 衛生用品の調達

1.1 避難所用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.5）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
液体せっけん	流水での手洗い	
アルコール消毒剤	手指・物の消毒	
除菌シート	清掃	
次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)	ドアノブ等消毒	
消毒液を入れる容器	消毒剤を持ち運ぶ	
赤外線体温計／電子体温計	体調チェック	
ペーパータオル	清掃、手拭き	

庁内担当記載欄	達成目標時期
---------	--------

【代替方法・備考】

- 避難者個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。
- 界面活性剤(台所用洗剤等)も消毒に使用できる。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液(台所漂白剤等)を原液とする。作成した消毒液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」
https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf
 15-21 頁



- 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に 0.1%と 0.05%使い分ける。
 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒 : 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液
 ドアノブや床、調理器具等の消毒 : 0.05%次亜塩素酸ナトリウム液
- 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。

- プッシュ支援は到着までに時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。
- 近隣市町村・都道府県・相互応援協定先自治体と、調達・備蓄の状況や方法についてこまめに情報交換しておく。また、都道府県の支援制度等を確認する。

1.2 避難所担当職員用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.6）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
使い捨て手袋	感染症予防	
マスク		
ゴーグル(無ければ、眼鏡等で代用も考慮)	目の粘膜保護	
長袖ガウン/ビニールエプロン	感染症予防	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き	衛生用品の廃棄	
ゴミ袋		

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【代替方法・備考】

- マスクは常時着用する。
- 使い捨て手袋は多数の方が触れる場所での作業時（清掃、物資・食事の配布等）に着用する。
- 使い捨て手袋は汚れたとき・破れたとき・一連の作業が終了するごとに交換する。作業場所が変わるときも交換する。
- ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋・マスクとセットで着用する。ゴーグルが入手できなければ伊達メガネ等でさしあたり代用が可能。
- 長袖ガウン/ビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用する（できれば再利用はしない）。
 - 目的に沿った感染予防策が必要である。2.1 を参照すること。
- 足踏み式ゴミ箱（ゴミに直接触れず投棄できる）が入手できなければ、取手付きの蓋を準備／自作し、取手を適宜アルコール等で消毒する。

2.安全管理

2.1 避難所担当職員への説明（簡易版パワーポイント p.7）

【確認事項】

タスク	目的
感染予防策・衛生用品の説明	統一した指針の確立
手袋・マスクの装着方法の説明	
手袋・マスクの脱衣方法の説明	
飛沫・接触リスクの説明	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 感染予防マニュアルを作成したあと、感染症予防に長けた医療者・保健所職員に確認してもらう。
- マスク・使い捨て手袋・ガウン等は脱ぐ時が一番汚染される（外側は汚染されているため、触らない）。
- 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指アルコール消毒を行う。
以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」
https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf
 26-30 頁



【担当職員への周知事項① 飛沫感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
（個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない）
- マスクを着用する。（本人、接触者も）
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。
- 症状のある人が、隔離スペースから出る時や他者と近づく場合は、マスク（サージカルマスク等）を着用する。

【担当職員への周知事項② 接触感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
（個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない）
- 隔離室等で接触して介助等をする人は、マスク、手袋、長袖のガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用する。
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。

以下の資料も参考になる。

一般社団法人日本環境感染学会「避難所における感染対策マニュアル」
http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf



2.2 避難所担当職員の体調管理体制（簡易版パワーポイント p.8）

【確認事項】

タスク	目的
職員の体調管理方法・対応のルール	安全な職務環境の確立
業務従事後のルール	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う（発熱、咳、倦怠感、息苦しさの有無等）。組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。
- 職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
例：相談体制、特別休暇、平時業務のサポートなど
- 不特定多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮が必要。

3. 合理的配慮

3.1 配慮が必要な方への対応の準備（簡易版パワーポイント p.9）

【確認事項】

タスク	目的
人権に配慮した啓発ポスターの掲示	多様で細やかな配慮
情報保障の手段を取り揃える	確実に届く情報提供
多様な配慮を行うための資源(人、介助用品、衛生用品等)の確保	生活への支援

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【人権保護】

- 感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷等の事例が生じないように、防止策を講じておく。
- ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

【要配慮者対応】

- 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
 - 例えば、普段から要配慮者が相談をしている地域包括センターや相談支援センター等との接点を維持し、感染予防の情報や医療機関へ繋げられるように準備しておく。
- 様々な媒体を使用した情報発信を行う(要配慮者の当事者団体や NPO 組織等、要配慮者のコミュニケーションツールを活用する)。
- より一層多様な避難方法(在宅や広域避難を含む)への対応を求められるため、支援や情報の届け方などの準備をしておく。
- 避難の際には、生活に必要な物(介助用品や食事等)や衛生用品は持参するよう周知する。
- 介助者が必要な感染症対策を講じることができるようにする。
 - 障害者や高齢者の中には、介助がないと日常生活が成り立たない人も多いため、介助者は飛沫・接触感染予防をできるだけ行いつつ援助することが必要であり、そのための衛生用品が必要となる。

4.関係機関への事前調整

4.1 避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.10）

【確認事項】

タスク	目的
開設手順の確認	従来の開設との違いの確認
役割分担	
ゾーニング設定（施設ごと）	
利用ルール確認	
開放する部屋の優先順位	3密を防ぐ
閉鎖時の施設消毒	平時施設利用への安全な原状復帰

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 今までの避難所開設とは異なる業務であることを、対策本部（庁舎）と施設管理者の間で共有する。
- 対策本部（庁舎）と施設管理者の間で、仕事の役割分担を決めておく。
➤ 例えば、ドアノブ等の消毒に関しては、どちらが担当するかなど。
- 「3密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておく。その際、事前の取り決めが必要であり、教室等を使用する場合は、前半分のみ使用など、細かなルールも話し合っておく。
- 建物構造が施設ごとに異なるため、ゾーニング設定を施設ごとに管理者と検討しておく。ゾーニング設定は専門家に意見を聞くことが望ましい。
- 閉所後の施設消毒についても、予算措置を含めて事前に協議しておく。

【ゾーニングの基本】

- ◆清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆感染者（疑いも含む）と、他の方の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を行う。
- ◆清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗いをする。

以下の資料参照

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>
 5 頁



4.2 福祉避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.11）

【確認事項】

タスク	目的
受け入れ可否の事前確認	現状の把握
衛生用品と対応スタッフの調達方法	支援の準備
新たな福祉避難所の確保	避難所の確保

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認しておく。
- 福祉避難所となる施設で、利用者と避難者のゾーニングができるかを検討する。
- 福祉避難所として、図書館等の公共施設の転用も検討する。
現状を鑑みると、24 時間利用者がいる施設では、福祉避難所としての機能が果たせないことが予測されるため、福祉避難所に指定していない別の施設の利用も検討する。
 - 例えば、日中サービスのみの福祉施設等や、保育園や特別支援学校、宿泊施設等と協定を新たに結ぶことなどを検討する。
 - その際は、本資料を参考に開設方法を検討し、また開設や支援に必要な人材も速やかに動員できるように計画をしておく。また、関係各所（避難対象者等）にも、情報提供をしておく。

5.避難先の整理

5.1 自宅待機者・療養者(PCR 検査結果待ち or 陽性)

(簡易版パワーポイント p.12)

【確認事項】

タスク	目的
連絡担当者の確認	自宅から避難先までの安全確保
避難先の確保	
避難時は衛生用品を持参	感染症予防
家族と離れて避難する可能性を伝える	情報の周知

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 自宅待機者・療養者用の避難先として、ホテル・旅館など、指定避難所以外の施設を確保しておく。目的・期限・責任・補償等に関して、事前に施設の同意を得ておく。
- 新たに確保するホテル・旅館の自然災害等による被災リスクを検討しておく。
- 保健所や都道府県調整本部は該当者を把握しているため、該当者の避難場所を事前にとりきめ、調整をしておく。必要であれば本人にも連絡しておく。
- 今回の新型コロナウイルスに関しては、軽症であっても一般避難所の滞在は適切ではない。
- 都道府県調整本部がすでに押さえている宿泊療養者向け施設の一部を避難所として転用が可能か調整しておく。費用負担についても併せて調整しておく。
- ご家族とは離れて避難する可能性があることを該当者に事前に説明しておく。

5.2 宿泊療養者(PCR 検査陽性：軽症者) (簡易版パワーポイント p.13)

【確認事項】

タスク	目的
避難に関する責任の所在	宿泊療養施設から避難所までの安全確保
避難手順（指示、装備）の確認	
避難先（誘導先）の確保	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 宿泊療養施設からの避難が必要になった場合の準備をしておく。宿泊療養施設の管理者（都道府県調整本部、保健所など）が多様であるため、災害発生時の責任の所在を確認しておく。
- 宿泊療養施設から一般避難所へ避難者を合流させない。公民館などの別施設を丸ごと用意するといった対策を検討する。
- 本資料 4.1 節と同様、避難先でもゾーニングを厳密に行う。

5.3 一般避難者・要配慮者（簡易版パワーポイント p.14）

【確認事項】

タスク	目的
避難することを恐れないことを周知	生命の保護
通常の携行品の周知	避難所運営負担の軽減
衛生用品の携行を周知	感染症予防

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 特に水害時、「感染拡大を恐れて避難を躊躇する」ことのないよう、「まずは避難最優先」の原則をくりかえし周知する。
- 避難者個人の衛生用品を、行政では十分準備できないことを周知しておく。
- 通常準備している携行品に加えて、マスクや手袋、体温計、ペーパータオル(手拭き用)、や消毒シート、ゴミ袋等の衛生用品も持参してもらう。
- 住民に自宅の浸水リスクを把握してもらう（従来と同様）

6.避難所開設

6.1 避難所運営ルール決定（簡易版パワーポイント p.15）

【確認事項】

タスク	目的
避難先のレイアウト検討	空間利用の改良
後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
手洗いなどの利用ルールの掲示	
清掃・消毒に関するルール設定	濃厚接触者の後追い
受付から避難スペースまでの対応	衛生ルールの確立
妊産婦など要配慮者の対応	衛生環境の配慮

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【空間利用】

- 各世帯2メートル以上の間隔を開ける（14 ページ模式図参考）。
- パーテーション（間仕切り、可能であれば拭ける素材）を追加で活用する。
- 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用する。
- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、衛生用品等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。ほかの住民の協力が必要。
- 自立型テントを利用する。
- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。

【避難者名簿】

- 濃厚接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの記録（連絡先等）を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 断水時は流水での手洗いができるような手洗い場の設置が早期に必要（蛇口等がついたプラスチック容器を利用）。

【手洗いルールの鉄則】

- 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要がある（タオルの共有は不可、洋服で拭くことも不可。ペーパータオルの多量の備蓄が必要）。
- 手に見える汚染が無く、流水環境が無ければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能（備蓄・設置が必要。ポスター等を活用して正しい使用方法を周知する）。
- 手洗いタイミングの周知： 手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後。

- 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

【掃除・消毒・換気ルールの基本】

- トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分（冬季の避難所開設時の衛生対応と同様）を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸 0.05% 溶液等を、用途別で用いる。「2 時間ごと」などルールを決める。
- 換気は最低でも「2 時間毎、10 分間」などルールを決める。空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

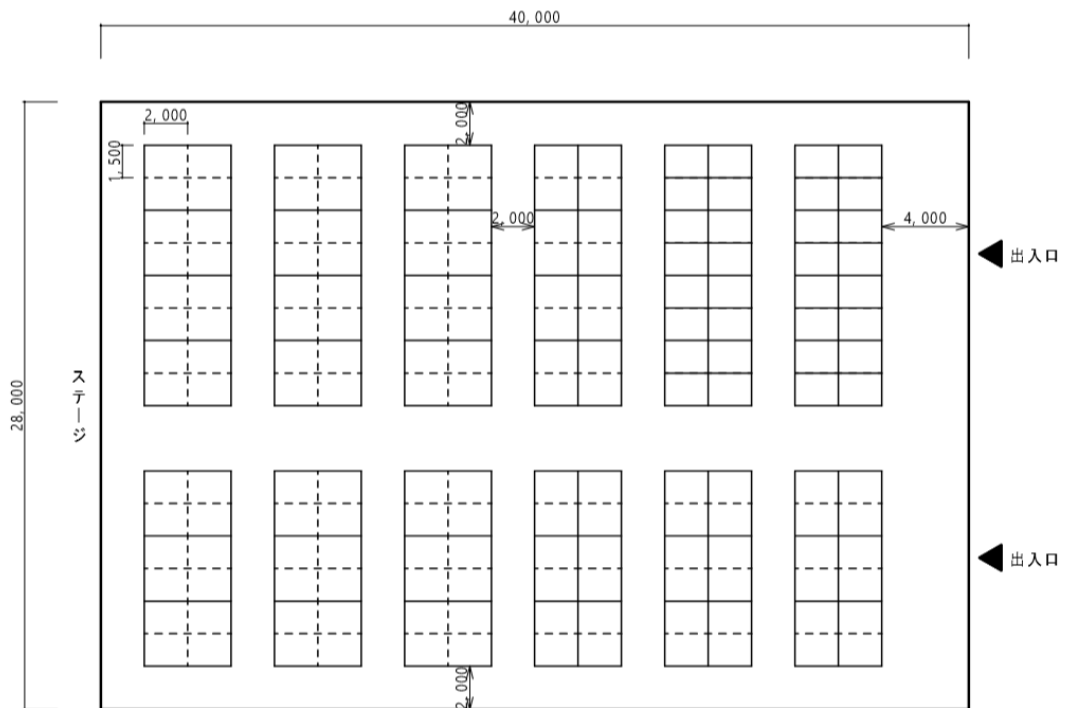
【食事・物資配布ルールの基本】

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておく。
- 手渡しは、しない。個包装の製品を準備する。
- 一斉に取りに来るような方法を避ける。
- 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置する。
- 担当者は手袋とマスクを着用する。

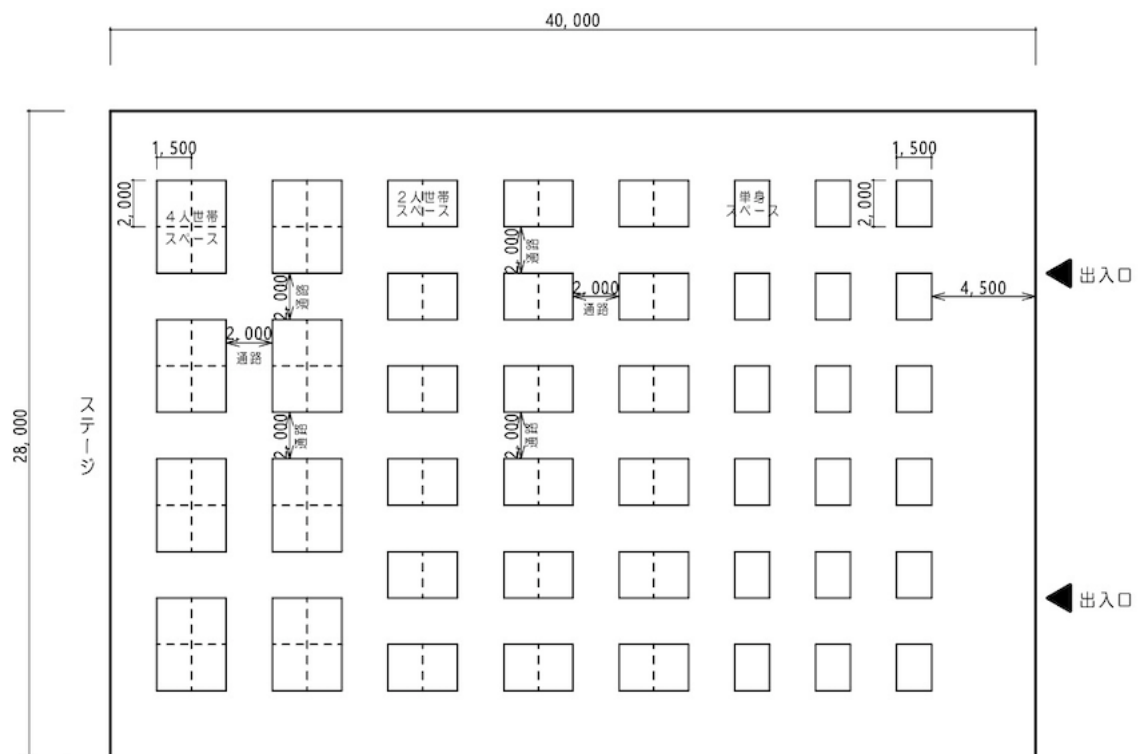
参考資料	
公益社団法人日本食品衛生協会「できていますか？衛生的な手洗い」 https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf	
厚生労働省「マメに正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf	
国立感染症研究所「手洗いで感染症予防」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000123506.pdf	

避難所レイアウトの変更（例）

【従来の配置例：168人】



【感染症対策配置：86人】



6.2 体調不良者への対応（簡易版パワーポイント p.17）

【確認事項】

タスク	目的
感染症を疑う有症状者への対応	感染波及の予防
隔離室の準備	統一した指針の確立
相談担当者の設置	安心の提供
コールセンターの案内	情報の提供

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【隔離室の設置】

- 咳・発熱・下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定する。
- 感染症の症状を持つ人がいた場合のフロー図は、事前に保健所と検討しておく。
- 二次避難のリスクが無ければ、階ごと分けることが望ましい。
- 隔離室の準備が難しければ、自立型テントやキャンピングカーも考慮する。
- 間仕切りを使用する。プラスチック素材等（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすこと等で工夫する。
- 定期的な換気のため、窓が一箇所以上ある空間が望ましい。
- 飛沫予防策・接触予防策を実施する。
- トイレも専用に区画する。
- ゾーニング場所をテープや注意喚起で分かりやすく表記しておく。

【自宅待機者・自宅療養者が避難してきた場合】

- 本人は申告しづらいかもしれない状況をくみ取る。
- 避難所での受付時、感染の有無・疑いについてヒアリングし、その時点で隔離。
- 都道府県連絡調整本部に確認のうえ、宿泊療養所など安全な施設へ誘導。
- 別施設への誘導が困難な場合は、隔離室や別階別室の個室等へ隔離避難。
- 施設内では、自宅療養者と、検査結果待ちの自宅待機者の利用する場所や区域は分けておく。トイレや共通の空間を使用しないようにする。

【体調相談担当者や窓口・コールセンター】

- コールセンターはつながりづらいことが多いため、避難所に体調相談担当者や窓口を設置する。相談窓口は仕切り・別室等を用いる。要員が確保できない場合は巡回相談とする。
- 市町村や保健所のコールセンターに負荷がかかりすぎる場合は、県にもバックアップ体制がとれるように依頼する。
- アプリ等、遠隔で相談ができる体制を確立する。

7. 長期の避難所生活

7.1 環境の再整理（簡易版パワーポイント p.18）

【確認事項】

タスク	目的
長期的な避難所レイアウトの検討	飛沫、接触感染の防止
健康状態に合わせた避難生活スペースの検討	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

- 長期化が見込まれる場合は、住民と協力して避難所のレイアウトを再検討する。段ボールベッド等の資材を入れる場合は、一度室内を大掃除し換気を十分にしたうえで実施する。
- 6.1 節の空間利用を参照する。その際、食事スペース等は居住空間と別に設置した方が良いが、利用方法として一度に集まらず互いに距離をとる、共有で使用するもの（食器等）は置かない、アルコール消毒を徹底する等のルールを決めておく。
- 地域社会の事情により、自宅療養者が避難所生活を送る場合は、6.2 節を参照にする。できるだけ感染症予防ができ、本人も安心できる施設へ移動できるように調整をこころみる。
- 避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活の工夫が必要。これは、既存の避難所運営でも注視されていることではあるが、感染症予防のためにも抵抗力を下げないように啓発活動をしていく。例年厚生労働省 HP から出されている、避難所生活での健康に関するリーフレット（下記）等を活用し、環境も整えていく。

厚生労働省「避難所生活で健康にすごすために」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000333852.pdf>



7.2 衛生的な環境の維持（簡易版パワーポイント p.19）

【確認事項】

タスク	目的
手洗い場/足洗い場の設置	統一した指針の確立
共同スペースの衛生環境	
衛生に配慮した食料管理と配布方法	
衛生に配慮した物資配布方法	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 断水時は、早急に手洗い場だけでなく、足洗い場の設置も行う。
- 詳細は 6.1 節参照。統一した衛生方法は徹底して実施しなければ効果が無いため、住民一人ひとりの協力が必要である。
- 炊き出しは、食材の管理や衛生管理面から、保健所にも相談し慎重に検討する。
- 避難の長期化が見越される場合は、追加の衛生用品の速やかな用意が必要。

7.3 資機材の調達（簡易版パワーポイント p.20）

【資機材】

資機材	目的	調達すべき数量
段ボールベッド	生活環境の改善	
パーティション(拭けるもの)		
ビニールシート	飛沫、接触感染の防止	
自立型テント		
洗濯機	感染症予防	
仮設トイレ(洋式)	体調管理	
冷蔵庫(食糧管理)	食中毒予防	
扇風機やスポットクーラー(夏季)	体調管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- パーテーションは、段ボールベッドに腰かけても顔が出ない高さが望ましい。それでも飛沫感染は予防しきれないため、マスクの着用や隣世帯との距離が必要である。
- 仮設トイレは既存の避難所運営計画にも入っていると思われるが、洋式タイプが望ましい。また、和式トイレにプラスチックの洋式便座をかぶせることで活用ができるが、安全には留意する。
- 長期化が予測されすぐに洗濯機を設置する。衣類等へ付着したウイルスの除去に効果がある。
- 感染者(疑いも含む)のリネンを洗濯する場合：
 - リネンは、体液で汚れていない場合は、手袋とマスク(サージカル等)をつけ、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かす対応で差し支えない。
 - 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、マスク(サージカル等)をつけ、消毒(80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%(1000ppm)次亜塩素酸)を行う。
- タオル・毛布は一度配布したら共有しない。したがって通常より大量に必要。
- 拡声器は大声を上げない(飛沫感染を防ぐ)ために必要。

7.4 ゴミ(簡易版パワーポイント p.21)

【確認事項】

衛生用品とタスク	目的	調達すべき数量
世帯ごとのゴミ袋	衛生管理	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き		
感染性廃棄物として取り扱う場合のルール	ごみ管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【ごみ管理ルールの考え方】

- 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てる。ごみ捨てるの担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分する。
- 「感染者(症状有りや疑い者)が出したごみ(食べ物、体液が付着したもの等)」と、「非医療従事者(避難所担当者等)が着用した手袋等」は、感染性廃棄物として廃棄する。
- 感染性廃棄物の廃棄には医療廃棄物を取り扱う専門業者との契約が必要。
- 感染性廃棄物は足踏み式ゴミ箱、または蓋つきのごみ箱に捨てる。
- 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性の廃棄物ゴミ箱に廃棄する。
 - ごみ収集の際は、手袋・サージカルマスク・眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル)・長袖ガウンを使用する。

参考情報	
環境省「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf	

7.5 保健医療体制（簡易版パワーポイント p.22）

【確認事項】

タスク	目的
救護所設置場所の検討	保健医療提供の柔軟な対応
感染症者以外の傷病者の搬送	
保健師の巡回	
避難所支援者対応	
避難所に入る様々な支援者への対応	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【保健医療提供の柔軟な対応】

- 救護所設置場所を再検討する。
 - 医療者の感染、避難者間の感染を防ぐためにも、屋外スペースが望ましい（自立型テントやエアテントを使用する）。
- 在宅避難の方が来る可能性も想定する。
- 感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。
 - 症状が軽い人は、可能な限り救護所や診療所で診る体制を整えた方が良い。
- 巡回保健師は複数の避難所を掛け持ちする場合が多いので、感染を波及する可能性が高いため、目的別の感染防御の徹底が必要である。
- 避難所に入る様々な支援者への対応
 - 感染防御対策・衛生用品を準備していない支援者は断る。
 - NGO 等の保健医療チームは、保健所に設置されている可能性の高い保健医療調整本部支部(仮)を通して入ってもらう。

8. 避難所閉鎖

8.1 避難所閉鎖時の対応（簡易版パワーポイント p.23）

【確認事項】

タスク	目的
感染者が利用された後の対応方法	原状復帰
宿泊施設借上げ終了時の対応	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 感染者の利用後の対応
 - 退去後の居室の清掃等・退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
 - 清掃は、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、次亜塩素酸 0.05%溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く。
 - 清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）、長袖ガウンを使用して行う。
- 宿泊施設借り上げを終了する際の対応
 - 上記、利用後の居室の清掃等と同様の対応でも差し支えないが、施設側と調整の上、必要に応じて消毒等適切な対応を行う。

【参考資料】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（事務連絡）」（令和2年4月7日付事務連絡）内閣府 http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf
- 「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」厚生労働省 HP 令和2年4月16日時点版 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」防衛省統合幕僚監部 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf
- 「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」日本環境感染学会 HP <http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazokuchuijikou.pdf>
- 「大規模自然災害時の被災地における感染制御マネジメントの手引き」アドホック委員会被災地における感染対策に関する検討委員会報告,日本感染症学会, http://www.kankyokansen.org/other/public-comment_1312.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（令和2年4月7日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>
- 「避難所における感染対策マニュアル」2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄)作成 http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf
- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」環境省 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

【医療廃棄物処理等に関する紹介リンク先】

- 「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知）」令和2年3月4日付環循適発第 2003044 号・環循規発第 2003043 号環境省環境再生資源循環局長通知 http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

COVID-19は未解明の部分が多く、最適な対応が今後変わってゆくことが考えられます。本資料にとらわれることなく、厚生労働省や各関係省庁のウェブサイト、各学会等のウェブサイト等も注視のうえ、最新情報へのアップデートをお願いします。

【執筆協力者】

藤原宏之 人と防災未来センター研究調査員(伊勢市から出向)
： レポート全体の構成、簡易版のデザイン
高原耕平 人と防災未来センター主任研究員： 手引き版のデザイン
松川杏寧 人と防災未来センター主任研究員： 合理的配慮に関する事項
木作尚子 人と防災未来センター主任研究員： 福祉避難所に関する事項

【謝辞】

本レポートの原案について、人と防災未来センター・リサーチフェローの自治体職員の皆さま、リサーチフェローの先生方、またセンターの研修等で関わりのある自治体職員の皆さまからご意見をいただきました。

心より御礼申し上げます。

【更新履歴】

2020/5/1 「臨時レポート No.1 (2020 年 4 月 30 日現在)」Ver.2 公開
2020/4/27 「臨時レポート No.1 (2020 年 4 月 23 日現在)」微修正第 2 版公開
2020/4/24 「臨時レポート No.1 (2020 年 4 月 23 日現在)」初版公開

DRI 臨時レポート No.1 (2020 年 4 月 30 日現在)

http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/Sp_report_Vol1.pdf



公益財団法人 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構
人と防災未来センター
〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
TEL : 078-262-5066、FAX : 078-262-5082
研究員 高岡誠子